# 富士市斎場ご利用案内（ご利用規約）【個人用概要版】令和２年４月

このご利用案内（ご利用規約）は、富士市（以下「市」という。）が管理・運営する「富士市斎場」（以下「当斎場」という。）の利用について定めるものです。
ご利用に際しては、本内容をご理解いただき、これを遵守してください。

１　利用日及び利用時間について

(1)　利用日

１月１日及び友引の日（市長が指定する日）を除き、ご利用いただけます。

(2)　利用時間

９時から１７時（出棺時刻は９時から１５時の１時間単位）

２　当斎場の使用料

| 施設等の区分 | 使用料 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 単位 | | 金額 | |
| | | | 使用者又は死亡者が市民の場合 | その他の場合 |
| 火葬施設及び待合室 | １３歳以上 | １体につき | 無料 | ３６，０００円 |
| | １３歳未満 | １体につき | 無料 | ２７，０００円 |
| | 妊娠４月以上の死胎 | １胎につき | 無料 | １３，０００円 |
| | 遺骨（改葬に伴うもの） | １件につき | 無料 | １３，０００円 |
| 焼却施設 | 本人又は家族の手術肢体、産汚物等 | １０キログラムごとにつき | 無料 | ９，３５０円 |
| | 本人又は家族以外の手術肢体、産汚物等 | １０キログラムごとにつき | ２，９７０円 | |
| 霊安室 | １回につき | | 無料 | ３，３００円 |
| 霊きゅう自動車 | １回につき | | ４，０００円 | |

備考　１　霊安室を使用する場合の１回とは、２４時間以内とする。
　　２　霊きゅう自動車の運行は、市内における出棺場所から斎場までの往路に限る。

３　火葬について

当施設の火葬は、斎場到着（着棺）、お別れ、火葬、収骨、退場の順に行います。
斎場内の所要時間は、概ね２時間です。

火葬の時刻について（点火時刻を目安に出棺時間の調整をお願いします）

| 出棺時間帯 | ９時 | １０時 | １１時 | １２時 |
|---|---|---|---|---|
| 着棺時刻 | 9 時 05 分から | 10 時 05 分から | 11 時 05 分から | 12 時 05 分から |
| 点火時刻 | 9 時 25 分 | 10 時 25 分 | 11 時 25 分 | 12 時 25 分 |
| 出棺時間帯 | １３時 | １４時 | １５時 | |
| 着棺時刻 | 13 時 05 分から | 14 時 05 分から | 15 時 05 分から | |
| 点火時刻 | 13 時 25 分 | 14 時 25 分 | 15 時 25 分 | |

４　当斎場のご利用方法と注意事項について

(1)　斎場使用許可申請について

火葬予約は電話連絡等で可能ですが、当斎場を利用しようとする方は、斎場利用日前日までに富士市役所の所定の窓口（市民課または夜間、休日、祭日においては守衛室）で斎場使用許可の申請を行い、使用許可証の交付を受けてください。

※前日までの申請書提出が困難となる場合は、事前に斎場との調整を十分に行い、当日の火葬が円滑に行えるようにしてください。

(2)　斎場予約時間の確認及び出棺時間の連絡について

火葬当日の朝８時３０分から９時００分の間に、当斎場へ予約時間確認の電話連絡をしてください。また、出棺する際にもその旨を連絡してください。

（注）２４時間以内の火葬の禁止について

死亡又は死産（妊娠７箇月（２４週）以降の場合）の後、２４時間を経過した後でなければ、火葬を行うことはできませんので、ご注意願います。

(3)　棺の大きさについて

当斎場を利用できる棺の大きさは、高さ 70cm 以内、幅 69cm 以内、長さ 210cm 以内のものです。

(4)　事前のお申し出事項について

次の場合は、事前に、必ず当斎場事務室へ電話連絡をしてください。

ア　ご遺体が、感染症でお亡くなりになった方である場合

イ　ご遺体が、ペースメーカーなどの医療装置が装着されている方、又は装着が不明な方である場合

ウ　ご遺体の体重が１００kg 以上である場合

エ　待合室は、一ご遺族様につき、１室（定員は７２名）のご利用としますが、会葬者数がそれ以上見込まれる場合

オ　分骨（遺骨分け）をご希望される場合

※分骨して複数の墓地等に納骨する場合には、分骨証明書が必要となります。

(5)　副葬品等について

ご遺骨の損傷、火葬炉の故障や損傷、異常燃焼や不完全燃焼の原因となるものは、棺の中へ入れないでください。

ア　遺骨の破損の原因となるもの

ドライアイス、ガラス製品（鏡、ビン、めがね等）、履物（靴、サンダル、ブーツ、下駄等）、合金属・カーボン製品（釣竿、杖、ベルト、ゴルフクラブ、ラケット等）、化粧品

イ　発煙の原因となるもの

タオル・寝具類、プラスチック製品（ＣＤ、ゴルフボール、緩衝材等）、化繊衣類・厚手の服・浴衣類、革製品、果物（スイカ、メロン等）、書籍（多量の紙、厚手の紙を使用したもの）

ウ　爆発の原因・その他危険物

爆発物（ライター、スプレー、電池等）、電化製品（携帯電話、ＣＤプレーヤー等）、貴金属製品（コイン・めがね、入れ歯）、ペースメーカー

５　連絡先

富士市斎場　【電話　０５４５―３６―０２５６】【FAX　０５４５―３６―１１５０】

富士市役所市民課戸籍住民担当　【電話　０５４５－５５―２７４９】